

令和2年4月3日

全日型コースの生徒・保護者の皆さんへ

学校法人三重徳風学園
校長 東 則尚

学校再開後の本学園の対応について

令和2年度となり、本学園では本年度の教育活動を開始すべく、新任教員3名を含む新たな教職員体制で諸準備を進めているところです。本年度も本学園の教育活動・学校運営に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、4月13日（月）に学校を再開することについては、令和2年4月3日付け通知文書「春休み明け以降の予定の変更について」でお知らせしたところです。

全国的に感染拡大が続く中、生徒の健康と安全を第一に考えつつ、学校再開後の教育活動・学校運営を円滑に進めるため、文部科学省から3月26日に示された「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」等を参照し、学校再開後の本学園の具体的な対応内容について、下記のとおり、生徒・保護者の皆様からの御質問にお答えする質疑応答の形式でお示いたします。

つきましては、この対応内容について御理解、御了知いただき、本学園の感染症対策等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、この対応内容は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて変更することがありますので、あらかじめ御了承ください。

記

I 学校再開について

問1 学校再開が集団感染のリスクを高めることにならないよう、どんな感染症対策を行うのか。

- 3月24日に文部科学省が発表した学校再開に関するガイドラインでは、「3つの条件」(①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距离での会話や発声)が同時に重なる場を避けることが重要であるとしています。本学園においても、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、同ガイドラインが示す次のことを基本に対応していきます。
 - ・ 教室等のこまめな換気の徹底
 - ・ 近距离での会話や発声等の際のマスクの使用等
- 多くの生徒・教職員が集う学校においては、人の密度を下げることには限界があり、近距离での会話や発声等が必要になることもあります。飛沫を飛ばさないよう咳エチケット（マスクを着用する、マスクがない時はティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど）の要領でマスクの着用を心がけ、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底していきます。
- また、学校再開日に生徒全員に配付する予定の「健康チェック票」により、毎朝登校前に検温と発熱等の風邪症状の確認をお願いすることといたしましたので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。なお、本学園の全教職員も4月1日から「健康チェック票」による健康チェックを実施しております。

問2 教室等の換気は具体的にどのように行うのか。

- 10分間の授業間の休み時間に、2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます）やドアを広く開けて換気を行うようにします。さらに、授業中も1回、校内放送で合図して、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けて換気を行います。
- なお、換気をすれば十分な感染予防ができるということではありませんので、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底していきます。

問3 どのような場面でマスクを着用すればよいのか。

○ 基本的には、生徒の間に飛沫のかからないような十分な距離(多くの生徒が手の届く距離に集まらない状態)があり、換気を適切に行っている室内や屋外では、マスクの着用は必ずしも必要ではないとされていますが、マスクの着用に関しては、本学園では次のとおり対応していきます。

① スクールバスでの登下校時

乗車中はバス内が密閉空間とならないよう数か所の窓を開け、会話や発声等はできる限り控えるよう努めてください。また、乗車人数の多少、生徒間の距離の大小にかかわらず、乗車中は原則としてマスクの着用を義務づけることとします。

② 教室等での授業時

教室等において、生徒の間に十分な座席の距離が取りにくく、近距離での会話や発声が必要な場合には、適切に換気をした上で、原則としてマスクの着用を義務づけることとします。ただし、少人数での授業など、ある程度座席を離して配置することができる場合には、マスクの着用は生徒の判断に委ねることとします。

③ 体育の授業時

屋外での授業について、生徒の間に十分な距離を取ることができる場合には、マスクの着用は生徒の判断に委ねることとします。また、体育館等の屋内での授業については、換気を適切に行ったうえで、生徒の間に十分な距離を取ることができる場合には、マスクの着用は生徒の判断に委ねることとします。

問4 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

○ 様々な場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後など、こまめに手を洗ってください。

○ 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用は絶対にしないようにしてください。

問5 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。

○ 流水と石けんによる手洗いが基本です。ただし、流水で手洗いができない場合は、アルコール消毒液を使用してください。

○ 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする場合は、流水でしっかり手洗いをしてください。

問6 消毒は、具体的にどのような範囲で行うのか。

○ 教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、毎日始業前に消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清拭します。

問7 学校内の用具や備品の共用について、どう対応するのか。

○ 学校では生徒・教職員が多種多様な用具や備品を共用しています。共用を避けることができれば避けるように努めますが、共用を避けることが難しいこともありますので、使用後は必ず手洗いを励行してください。

問8 登校前に自宅で発熱等の風邪症状を確認できなかった生徒に対し、どう対応するのか。

○ 御家庭においては、毎朝登校前に、今回新たに配付する「健康チェック票」により検温と発熱等の風邪症状の確認をお願いします。その結果、発熱等の風邪症状がある場合は登校せず、自宅で休養してください。この場合の欠席については、「欠席日数」ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

○ 登校前に、御家庭で検温と発熱等の風邪症状の確認をしなかった場合や健康状態に不安を抱えたまま登校してしまった場合には、登校後は直ぐに教室に入らず、職員室で検温及び健康観察を受けてください。その結果、発熱等の風邪症状がみられる場合には、学校から保護者に連絡したうえで、生徒は帰宅し、症状がなくなるまで自宅で休養してください。

問9 登下校時のスクールバス乗車に際しては、どう対応するのか。

○ バスの中は、「3つの条件」が同時に重なる場となる可能性があるため、次の対策を講じます。

- ・ 登校時は5便から6便に増便し、乗車人数(定員29人)を20人以内に制限します。
- ・ 乗車時に手指のアルコール消毒を行い、乗車中は原則としてマスクの着用を義務づけることとします。また、数か所の窓を開け、会話や発声等はできる限り控えるよう努めてください。

○ また、感染予防の観点から、徒歩通学についても積極的に検討・実施してほしいと思います。

問10 学校で生徒の発熱を確認したときは、どう対応するのか。

- 保護者に連絡したうえで、生徒は帰宅し、症状がなくなるまでは自宅で休養してください。なお、この場合の欠席は、「欠席日数」ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- 次の症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、学校にも必ず連絡してください。
 - ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。(基礎疾患等のある生徒は、この状態が2日程度続く場合。)
- その後、もしも感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うこととなりますので、これに御協力ください。なお、生徒が濃厚接触者として特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」とします。

問11 感染が心配で登校したくない(させたくない)が、どうすればよいか。

- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある生徒、透析を受けている生徒、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている生徒)は、必ず主治医に相談のうえ、登校の可否を判断してください。その結果、登校を自粛される場合は、必ず学校に連絡してください。
また、生徒が高齢者や基礎疾患のある家族と同居している場合は、「登校すれば感染リスクが高まり、感染すれば家族にも感染させることになる。」などと心配される生徒・保護者もおられるのではないかと思います。このような理由で登校を自粛されるときも、必ず学校に連絡してください。
さらに、これら以外の理由(感染予防のため等)で登校を自粛される場合も、必ず学校に連絡してください。
- これらの場合の出欠の取扱いについては、「欠席日数」ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とみなし、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。なお、従前からお知らせしているとおり、発熱等の風邪症状があるために登校を自粛される場合についても、同じ取扱いとなります。
- また、欠席が長期に及ぶ該当生徒に対しては、プリント課題による家庭学習や夏休み中の補充授業の実施を検討しています。

問12 生徒や教職員が感染した場合、学校はどう対応するのか。

- 検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人(や保護者)に診断結果が伝えられ、保健所にこの旨届出がなされますが、医療機関から学校には連絡が入りませんので、必ず学校への保護者連絡をお願いします。
- その後、感染者本人への行動履歴等のヒアリングが保健所によって行われます。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校もこれに協力することになります。学校からは、県・国に状況を報告することになります。

問13 各教科の授業において、どのような点に留意するのか。

- 授業中、教員は飛沫防止のためマスク又は代用品(ハンカチ、手拭い等)を着用します。
- 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動はできる限り控えます。やむを得ず生徒の会話や発声等が必要な場合は、咳エチケットの要領でマスク又は代用品(ハンカチ、手拭い等)を着用することなどについて指導します。
- 感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直して指導の順序を変更したり、例えば次のような工夫をしたりして、感染防止に努めていきます。
 - ・ 体育の授業では、身体接触を伴う活動(複数による準備運動やスポーツなど)は行わず、生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体力トレーニングを行う。体育館で実施する場合は十分な換気を行う。
 - ・ 音楽の授業では、歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動は原則として行わないこととし、歌う際にはできる限り生徒間の距離を広くとり、人がいる方向に口が向かないように指導する。
 - ・ 家庭の授業では、原則として調理実習は実施しないこととし、実施する場合は衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないよう配慮する。
 - ・ 犬のトリミング・トレーニングの実習では、個人や少人数で密集せず距離を取って行うようにする。

- また、各教科等に共通する感染症対策として、次の対策を講じていきます。
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などは適切に消毒します。
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗いを徹底します。

問14 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意するのか。

- 学校再開まで5週間、授業を受けることができなかったことから、運動不足となっている生徒もいると考えられます。当面、体育の授業の開始時には準備運動を十分に行うようにします。
- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなど工夫していきます。また、生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施は困難である判断した場合には、年度当初に実施するのではなく、年間授業計画の中で指導の順序を入れ替えるなど工夫していきます。
- また、可能な限り授業を屋外で実施したり、生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染症対策を講じていきます。

問15 年度当初の健康診断はどう対応するのか。

- 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、また、検診時の待機者が滞留して密集状態とならないよう工夫して実施します。
- なお、実施体制が整わない等の事由により、6月末日までに実施できない場合は、本年度中のできるだけ早い時期に実施することとします。

問16 5月の校外学習（遠足）はどう対応するのか。

- 例年、本学園の校外学習（遠足）は、バスに長時間乗車して移動し、大規模遊戯施設で実施していること、また、バスの中が密閉・密集空間となるうえに、バス内では近距離での会話や発声を控えることも困難であると考えられることから、本年度の校外学習（遠足）は2学期に延期することとします。

問17 6月の体育祭はどう対応するのか。

- 例年、本学園の体育祭は、プログラムの中に生徒が密集する種目や生徒が近距離で接触する場面の多い種目も組み込んで実施しています。
- このため、本年度体育祭を実施する場合は、これらの種目を除いたプログラムで時間を短縮して実施せざるを得ないと考えています。その一方で、安全に実施することは困難であると判断して実施を見合わせる場合は、体育祭の教育的意義や生徒の心情等にも配慮し、中止ではなく延期の方向で検討することとします。

問18 9月の修学旅行はどう対応するのか。

- 2年生の修学旅行については、実施予定の9月における感染拡大の状況等を踏まえ、生徒の安心・安全を最優先にして、適切な時期に実施の可否を判断します。
- また、修学旅行の教育的意義や生徒の心情等にも配慮し、旅行業者と十分相談のうえ、予定どおりの実施を見合わせる場合は、中止ではなく延期の方向で検討することとします。

問19 部活動はどう対応するのか。

- 部活動の実施に当たっては、以下の事項に十分留意し、顧問の指導の下で適切に実施してください。
 - ・ 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
 - ・ 短時間で効果的な活動となるよう工夫すること。
 - ・ 部室等の利用に当たっては、短時間の利用とし、一斉に利用しないこと。
 - ・ 生徒が密集する活動、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って会話したり発声したりする活動等について、安全な実施が困難であると判断した場合には、活動そのものを取り止めたり、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えたりすること。
 - ・ 多くの部員が頻繁に使用する用具等は使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
 - ・ 体育館や教室等の屋内で実施する部活動については、その場所のドア・窓を広く開け、こまめに換気するとともに、生徒が手を触れる箇所を消毒するなど、感染拡大防止のための防護措置を実施すること。
- なお、学校が臨時休業となった場合は、感染拡大防止等の観点から、部活動は休止とします。
- また、発熱等の風邪の症状がみられるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養してください。

問20 昼食時はどう対応するのか。

- 昼食をとる時は、食事の前に必ず手洗いをしてください。
- 食事場所が密閉・密集空間とならないよう、各ホームルーム教室と食堂以外に、食事をする部屋を増やします。また、原則として、弁当持参の場合は自分のホームルーム教室で食事をしてください。
- 食堂では、近距離で向かい合って食事をする状態を避けるため、各テーブルの片側に座ってください。また、換気扇を作動させ、ドア・窓を開けて換気しながら食事をしてください。
- 食堂には複数の教員を配置し、学校内を複数の教員が巡回して、以下のことを指導していきます。
 - ・ 生徒間の距離が近くなるよう間隔をとること。
 - ・ 食事中は飛沫を飛ばさないよう大声を出さず、できる限り会話も控えること。

問21 寮生に対しては、どう対応するのか。

- 生徒寮においても、学校内と同様に、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、次のことを基本に対応していきます。
 - ・ こまめな換気の徹底
 - ・ 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等
- 食堂での食事では、「問20 昼食時はどう対応するのか。」への回答内容と同様の対応を行いません。
- 入浴は、多人数による風呂の共同利用を避け、できる限り少人数で利用してください。
- 寮生に発熱等の風邪症状がみられるときは、寮生活を中断し、自宅で休養してください。

問22 学校再開後、生徒の心のケアはどう対応するのか。

- 生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている生徒もいると考えており、ホームルーム担任や保健主事等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応していきたいと考えています。
- なお、臨時休業を実施することになったときは、自宅で過ごす生徒とその保護者との連絡を密にし、生徒のストレス等の課題に関し、必要に応じて各種相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等）を利用していただくとともに、ホームルーム担任や保健主事等による支援を適時に得ていただくようお願いします。

問23 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どう対応するのか。

- 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。
- そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を得て、感染が拡大する状況において何をすべきで何をすべきでないかなど、人としての在り方を・生き方についても考えることができるよう、生徒の発達段階に応じた指導を「保健」の授業や各ホームルームで行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないよう指導していこうと考えています。
- また、子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、各種相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等）を適宜利用してください。

II 臨時休業の実施について

問24 今後、どのような場合に学校が臨時休業となるのか。

- 生徒や教職員の感染が判明した場合には、県の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の様態、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路が明らかであるか等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について衛生主管部局と相談の上、検討することになります。
- また、3月19日に開かれた国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が発生した場合には、「感染状況が拡大傾向にある地域」において、「一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢」であることが示されました。
- 他方、「地方公共団体の首長による独自のメッセージやアラートの発出等が、地域住民の行動変容につながり、一定の効果を上げる可能性」も示唆されています。「オーバーシュート」が発生していなくても、地域の感染状況に応じて、自治体の首長の判断で、地域全体での活動自粛を強化する一環として、本学園にも臨時休業を要請されることがあり得ると考えています。

問25 生徒や教職員が感染した場合の臨時休業についてどう考え、どう対応するのか。

- 例えば、
 - ・ 当該感染者に症状がみられない
 - ・ 当該感染者の濃厚接触者の数が多くない
 - ・ 地域における感染状況が拡大傾向にない
 - ・ 感染経路が明らかになっている

などの状況においては、当該感染者の出席停止等の措置を取るにとどめるなどの対応も考えられます。（これまでに、新型コロナウイルスに感染し陽性が判明したが、症状が出ていなかったことから、出席停止のみで、学級閉鎖の必要なしと判断された事例もあります。ただし、新型コロナウイルスについてはまだ明らかでない点もある（この時点の知見が絶対とは限らない）ため、その都度衛生主管部局と相談する必要があります。）

- いずれにしても、感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等について総合的に考慮し、県の衛生主管部局と十分に相談の上、臨時休業の可否を検討していくことになります。

問26 臨時休業を実施する場合、生徒の学習に著しい遅れが生じないように、どう対応するのか。

- 臨時休業期間中に生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、プリント課題による家庭学習や夏休み中の補充授業の実施を検討します。
- また、生徒指導や健康観察を適切に行う観点から、登校日を設定したり、家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する一部の生徒を登校させたりするなど、きめ細かな対応を行なっていきたいと考えています。